



## 障害のある人

- 「バリアフリー」、「ノーマライゼーション」の考え方は日常社会に浸透してきているものの、依然として誤解や偏見が解消されていないことによる人権侵害等が存在（特に精神障害のある人に対して根強く存在）。
- 「新・京都府障害者基本計画」に基づき、障害及び障害のある人に対する理解と交流促進等具体的施策の推進。
- 障害のある人の地域生活への移行の推進。
- 障害のある人の雇用・就業機会の確保等自立支援の推進。
- 障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発等障害のある人の権利擁護に向けた取組の推進。



## 外国人

- 従来から京都府に生活基盤を持っている外国籍府民に対する公的年金や教育・就労、結婚等の問題が存在、特に在日韓国・朝鮮人への人権侵害の発生。
- 新たに渡日した外国籍府民に対する住居、保健・医療、教育等の面での様々な問題。言葉や生活習慣及び相互理解が不十分であることによる偏見や差別の存在。
- 異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「多文化共生社会」の形成に向けた取組の推進。
- 外国籍府民の人権についての市町村との連携を図った効果的な啓発の推進。

## 患者等（エイズ・ハンセン病）

- 府民が適切な医療を受けるための環境整備の必要性。
- 公的な相談体制の整備を通じた患者と医療機関等との信頼関係の構築等を図るための取組の推進。
- エイズやハンセン病に対する社会的な偏見、差別の解消が課題。
- エイズやハンセン病に対する正しい知識の普及や差別や偏見をなくすための啓発活動等の取組の推進。



## さまざまな人権問題

- 事件による直接的被害だけでなく、精神的被害や経済的負担等の二次的被害を受けている犯罪被害者への効果的な支援活動の推進。
- ホームレスに対する「京都府ホームレス自立支援等実施計画」に基づく自立支援の総合的な推進。
- インターネットの利用による個人を誹謗中傷したり差別を助長する表現などに対する法的措置の周知及び利用者への教育・啓発の推進。
- 様々な個人情報の収集、商品化に伴う個人情報の保護の必要性に対して京都府個人情報保護条例や個人情報保護法による権利利益の保護。個人のプライバシーを侵害するおそれがある身元調査の問題に対する啓発の推進。
- 性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるようにするための啓発の推進。
- その他、刑を終えて出所した人々、アイヌの人々、婚外子（非嫡出子）、性的指向や識字の問題などに対する啓発の推進。